

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次
◆人委規則 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則

規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則をここに公布する。
昭和三十年五月十日
鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 藏

◆鳥取県人事委員会規則第三号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則
第一章 總 則

(この規則の目的)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和二十六年鳥取県条例第三号。以下「給与条例」という。)第十八条の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等に関する基準を定めることを目的とする。

(給与審議会の設置)

第二条 この規則に定める基準の適正な実施を図るため、人事委員会に給与審議会を置く。

2 給与審議会は次の事項を掌る。

- 一 この規則の運営についての各任命権者間の調整に関すること。
- 二 この規則の改廃に関する意見又は答申に関すること。
- 三 その他この規則の実施に関して必要な事項の調査研究に関すること。

3 給与審議会の組織、運営その他必要な事項は別に定める。
(用語の定義)

第三条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 学歴免許等の資格 (別表第一)に定めるところによる区分をいう。但し、学校中途退学者並びに学歴、免許、資格等について別段の定めのない国立又は公立の講習所等(以下「講習所等」という。)の卒業者の学歴については中途退学した学校並びに講習所等に入学又は入所前の学歴とする。

二 経歴年数

職員のうち、高等学校等教育職員給料表又は幼稚園教育職員給料表の適用を受ける職員並びに児童福祉施設のうち、教護施設に勤務する教護及び精神薄弱児施設に勤務する児童指導員(以下「教育職員等」という。)については、新制高等学校(別表第一(二)教育職員等の学歴免許等資格区分表)に掲げる新制高校卒の区分に含まれる学歴又は資格を含む。以下同じ。卒業以後において教育職員等として在職した年数をいい、教育職員等以外の職員(以下「一般職員」という。)については、当該職員に適用されることとなつた学歴、免許等の資格取得後職員として在職した年数をいう。但し、職員として在職した期間において、休職又は停職となつた期間及び一般職員にあつては、適用されることとなつた学

歴、免許等の資格取得後において、教育職員等にあつては、新制高等学校卒業後において、職員以外の職にあつた期間については、特に定めのあるものほか、当該職員に適用する経年数換算表(別表第二)に定める一定の割合を乗じて得た年数をもつて経年数とすることができる。

三 基準年数
級別資格基準表に掲げる学歴、免許等の資格の区分と修学年数との差を学歴換算表(別表第三)により経年数に加え又は差し引きして級別資格基準表に適用する場合の年数をいう。

四 在級年数
職員が同一の職務の級において在職した年数をいう。

五 必要在級年数
級別資格基準表に掲げる職務の級の資格として必要とされる在級年数をいう。

六 昇任
別表第十三に掲げる職にある職員が同表に掲げる等級のうち、その職員の現に属する等級より上位の等級に任命される場合、教諭、教護又は児童指導員が校長若しくは園長に任命される場合、警察官が現に属する階級より上位の階級に任命される場合及び職務の級別区分表の適用を異にして異動した場合において、人事委員会が特に昇任として承認した場合をいう。

(級別資格基準表)
第四條 級別資格基準表は次に掲げるものとし、特に定めのある場合のほか、職員の職務の級、級別資格基準表を適用するものの範囲等は、当該級別資格基準表に規定するところによるものとする。

一 一般職員級別資格基準表(別表第四)

二 船員級別資格基準表(別表第五)

三 医師級別資格基準表(別表第六)

四 歯科医師級別資格基準表(別表第七)

五 薬剤師級別資格基準表(別表第八)

六 看護婦等級別資格基準表(別表第九)

七 警察官級別資格基準表(別表第十)

八 高等学校等教育職員級別資格基準表(別表第十一)

九 幼稚園教育職員級別資格基準表(別表第十二)

2 前項の級別資格基準表中各欄の右に掲げる年数は、その職務の級に昇格するための一級下位の職務の級の必要在級年数を示し、左に掲げる年数は必要基準年数を示す。

3 級別資格基準表の適用については、原則として最も新しい学歴免許等の資格の区分によるものとする。但し、それ以外の学歴免許等の資格の区分によるものがその職員に有利である場合においては、その区分によることができる。

(職務の級別区分表)
第五條 職員の職務の級は、職務の級別区分表(別表第十三)によるものとし、他の章の規定の如何にかかわらず、この表に定める職務の級の範囲内において定めなければならない。但し、第十五条第三項の規定に基づいて職務の級を決定される場合はこの限りでない。

第二章 初任給

(初任給の基準)
第六條 新たに職員を採用する場合の職務の級は、第八条の規定を適用する場合のほか、次の各号により定められた職務の級とし、その号給は、初任給基準表又は第七条から第十条までの規定を適用する

場合のほか、定められた職務の級における最低の号給とする。

一 人事委員会の行方競争試験の結果に基く採用候補者名簿から選択される者にあつては、その試験が行われた職務の級

二 前号以外の者にあつては、当該職員に対して適用する級別資格基準表に基いて決定した職務の級と、職務の級別区分表における最低の職務の級のうち、その職員に有利な職務の級

2 初任給基準表は、次の各号に掲げるものとする。

一 試験合格者等初任給基準表(別表第十四)

二 特殊資格職員初任給基準表(別表第十五)

三 船員初任給基準表(別表第十六)

四 教育職員等初任給基準表(別表第十七)

(初任給の特例)
第七條 新たに採用する職員が、当該職員について定める級別資格基準表に掲げる職務の級の範囲内において、初任給基準表に定める職務の級と同級(以下「同級」という。)又は初任給基準表に定める職務の級以上の級(以下「上位の級」という。)に該当する基準年数を有する場合の号給は、その基準年数からその基準年数に該当する級の最低基準年数を差し引き、残りの年数の三分の二の範囲内において、同級の場合は初任給基準表に定める号給から、上位の級の場合は、その級の最低号給(船舶乗組職員については、船員初任給基準表注二に規定する号給)から起算し、給与条例第四条第三項に規定する期間で昇給するものとした場合合算し得る号給とする。この場合において年数に端数のある場合は切り捨てる。

2 前項の規定によつて定められた号給は、船舶乗組職員の場合を除き、その職務の級の最高号給をこえてはならない。

3 級別資格基準表に定めのない職務の級に採用する職員の号給は、

その都度人事委員会の承認を得て採用した職務の級における最低の号給をこえる号給とすることができる。

第八條 官吏若しくは吏員の年金である恩給又はこれに相当する年金を受ける者(以下「年金受給者」という。)を採用する場合においては、その給料月額、前二条の規定に基いて定められた給料月額から、その者が、採用の際、現に裁定を受けている恩給又はこれに相当する年金の月額相当額を差し引いた額の直近の給料月額の範囲内において定められるものとし、その職務の級は、定められた給料月額を含む職務の級(二)の職務の級に含まれる場合は上位の職務の級)とし、号給は、定められた給料月額に相当する号給とする。

2 前項の給料月額は、職務の級別区分表において当該職員について定める最低の職務の級における最低の号給に相当する給料月額を下つてはならない。

第九條 公共企業体に勤務する者、国家公務員及び他の地方公共団体の職員を引き続き採用する場合又は給与条例の適用を受けない職員が引き続き給与条例の適用を受ける職員となつた場合若しくは各種学校及び私立学校に勤務する職員を引き続き教育職員等として採用する場合において、その職員の初任給が従前受けていた俸給又は給料の額よりいづれも低くなる場合若しくは部局内の他の職員といちじるしい不均衡を生ずる場合においてはあらかじめ人事委員会の承認を得て別にその職務の級及び号給を決定することができる。

第十條 給与条例第七条の規定により給料の調整を受ける職員については、この規則に基いて定める初任給に調整号給を加えた号給をもつて初任給とする。

第三章 昇格及び降格

(降格の場合の号給)

第十一條 職員を降格（職員の職務の級をその下位の級に変更することをいう。以下同じ。）させた場合におけるその職員の号給又は給料月額は、その者が降格直前に受けていた給料月額に相当する新たなに属することとなつた職務の級における号給又は給料月額とする。但し、級別資格基準表の適用を異にして異動（同一級別資格基準表内における学歴、免許等の資格の区分の異動を含む。以下同じ。）することにより降格となる場合の号給は、次の各号に定める号給とする。

- 一 降格直前に受けていた給料月額と同じ額に相当する号給が、降格した職務の級における給料のうちのうちにある場合においてはその号給
- 二 降格直前に受けていた給料月額が、降格した職務の級における給料のうちの最高額をこえている場合においては、その職務の級における最高の号給

（昇格の資格）

第十二條 職員をその所属する職務の級から一級上位の職務の級を昇格させるには、その職員が級別資格基準表に定められた基準年数又は必要在級年数を満足していなければならない。

- 一 職員のうち、職務の級別区分表に定める最高の職務の級が級別資格基準表に定める最高の職務の級をこえる者で、現にその級別資格基準表の最高の職務の級に在級する者又は級別資格基準表に定めのない職務の級に在級する者を昇格させるには、その者が現に属する職務の級において次の各号に定める在級年数を満足していなければならない。
- 一 職務の級が九級から十二級までにある者にあつては三年
- 二 職務の級が十三級にある者にあつては四年

- 三 前二項の規定にかかわらず勤務成績の特に良好な者で、その者の職務について監督する地位にある者の証明のある者が次の各号の一に該当する場合においては特に昇格させることができる。
 - 一 級別資格基準表に掲げる基準年数又はその者の属する職務の級における必要在級年数が定められた年数の八割以上に達している場合
 - 二 新たに採用した職員が初めて昇格する場合で人事委員会の承認を得た場合

第十三條 職員をその所属する職務の級から一級上位の職務の級に昇格させるには、前条に定める規定を満足している場合又は第三十三條第五項の規定により必要在級年数を通算された場合においても職員が現に属する職務の級において次に掲げる期間勤務していなければならない。但し、前条第三項第二号に該当する場合はこの限りでない。

- 一 職務の級が一級から五級までにある者にあつては六月以上
- 二 職務の級が六級から九級までにある者にあつては一年以上
- 三 職務の級が十級から十二級までにある者にあつては三年以上
- 四 職務の級が十三級にある者にあつては三年以上

第十四條 職員を昇格させる場合において、その職員が現に属する職務の級より二級以上上位の級に昇格させてはならない。

（昇格の特例）

第十五條 職員が次の各号の一に該当する場合においては、前三條の規定にかかわらず、それぞれその資格若しくは職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

- 一 人事委員会の行う競争試験の結果に基いて任用される場合
- 二 資格又は免許を取得し、その資格又は免許を必要とする職に任

用される場合

- 三 初任給の基準が改正されて前二号と同様な結果となつた場合
- 四 昇任させる場合
- 五 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第一項第二号及び第四号の規定によつて降格した職員を降格直前の職務の級以下の職務の級に昇格させる場合
- 六 級別資格基準表の適用を異にして異動する場合

- 二 年金受給者の昇格は、第十二条及び第十三条の規定にかかわらず、前項各号の一に該当する場合のほか、現に属する職務の級における最高の号給に達した者で、給与条例第四條第三項第一号から第三号までに規定する期間に、第一号に該当する者にあつては三月、第二号及び第三号に該当する者にあつては六月を加えた期間をこえるものうちから行わなければならない。
- 三 第二十六條第一項第四号から第九号までの規定に基く昇格後の職務の級は、第十二條から第十四條までの規定にかかわらず、その職員が昇格前に受けていた給料月額に相当する給与条例第五條の通し号給表（以下「通し号給表」という。）の号給に当該各号に定める号給数を加えた号給に相当する給料月額を含む職務の級（二つの職務の級に含まれる場合においては上位の職務の級）とすることができる。但し、第八号及び第九号の規定に基く場合のほか、その者の現に属する職務の級より二級以上上位の職務の級としてはならない。

（昇格の場合の号給又は給料月額）

第十六條 職員を昇格させる場合におけるその職員の受ける号給又は給料月額は、前条第三項の規定に基き決定される場合を除き、次の各号に定める号給又は給料月額とする。

- 一 昇格直前に受けていた給料月額が昇格した職務の級における給料のうちの最低額に達しない場合においては、その職務の級における最低の号給
- 二 昇格直前に受けていた給料月額が、昇格した職務の級における給料のうちの最低額であるか又はこれをこえている場合（第三号及び第四号の場合を除く。）においては昇格した職務の級の給料のうちのうち、昇格直前に受けていた給料月額の直近上位の級の号給。但し、降格させた職員を降格直前の職務の級以下の級に昇格させる場合は、級別資格基準表の適用を異にすることによつて降格となつた者を昇格させる場合を除き昇格直前に受けていた給料月額と同じ額の号給とする。
- 三 昇格直前に受けていた給料月額が昇格させる職務の級における給料のうちの最高額と同額である場合は、その職務の級における最高の号給
- 四 昇格直前に受けていた給料月額が、昇格させる職務の級における給料のうちの最高額をこえている場合においては、昇格直前に受けていた給料月額と同じ額

- 二 前条第一項の規定によつて職員を昇格させる場合において、前項の規定により求められるその職員の号給が初任給として受けるべき号給に達しない場合は、前項の規定にかかわらず、その職員の号給を初任給額に達するまで上位に決定することができる。

（調整号給を受ける者の昇格）

第十七條 給料の調整を受ける職員の昇格及び降格については、すべて調整を行わない号給又は給料月額を基礎として行うものとする。

（昇格の時期及び取扱）

第十八條 職員を昇格させる時期は、六月一日又は十二月一日とする。

る。

2 前項の規定にかかわらず、職員の昇格が第十五条第一項の規定に基く場合においてはその理由の生じた日、第二十六条第一項第四号から第七号までの規定に基く場合においては退職の日、同条同項第八号及び第九号の規定に基く場合においては死亡した日又は不具降疾となつたことが確認された日とする。

第四章 昇給

(定期昇給の手続)

第十九条 職員を給与条例第四条第三項の規定に基いて昇給(以下「定期昇給」といふ。)させる場合には、その職員の職務について監督する地位にある者からその者が同条同項に規定する期間を良好な成績で勤務したことの証明を得て行わなければならない。

(昇給期間)

第二十条 職員を給与条例第四項第五項の規定に基いて昇給(以下「昇給」といふ。)させる場合においては、その職員の職務について監督する地位にある者から、その者が現に受けている給料月額を受けけるに至つた時から次に掲げる期間を特に良好な成績で勤務したことの証明に基いて通し号給表を用いて直近上位の給料月額に昇給させることができる。

一 現に受けている給料月額が、職務の級における給料の巾の最高額である場合又は給料の巾の最高額に相当する通し号給表の給料月額より同表における三つ上位までの給料月額と同じ額である場合においては、給与条例第四項第三項各号に定める期間の二倍に相当する期間

二 現に受けている給料月額が職務の級における給料の巾の最高額に相当する通し号給表の給料月額より同表における四つ以上上位

の給料月額と同じ額である場合においては、給与条例第四条第三項各号に定める期間の三倍に相当する期間

(調整号給を受けるもの昇給)

第二十一条 給料の調整を受ける職員の昇給については、すべて調整を行わない号給又は給料月額を基礎として行うものとする。

(昇給期間の短縮)

第二十二条 職員の勤務成績が特に良好であるときは、当該職員の職務について監督する地位にあるものの証明に基き、第二十四条に規定する定数の範囲内で、給与条例第四項第三項又は第二十条に規定する期間を短縮して直近上位の号給又は給料月額に昇給させることができる。

2 前項の規定により短縮する期間は、次の各号に定める期間とする。

- 一 給与条例第四項第三項第一号に該当するものにあつては三月以内
 - 二 給与条例第四項第三項第二号に該当するものにあつては六月以内
 - 三 給与条例第四項第三項第三号に該当するものにあつては九月以内
 - 四 第二十条第一号に該当するものにあつては、前各号に規定する期間のそれぞれ二倍に相当する期間をこえない期間
 - 五 第二十条第二号に該当するものにあつては、第一号から第三号までに規定する期間のそれぞれ三倍に相当する期間をこえない期間
- 第二十三条 職員のうち、次の各号の一に該当するものに対しては、前条の規定は適用しないものとする。

- 一 条件付採用期間中の職員
- 二 昇給の時期以前一年間における、休職中の期間(公務上の負傷又は疾病による場合を除く。)並びに勤務日のうち、職務に専念する職務の特例に関する規則(昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第二号)第七号(公務上の負傷又は疾病による場合を除く。)に該当して勤務しなかつた日若しくは任命権者の承認を得ずして、勤務しなかつた日が通算して三十日をこえる職員
- 三 休職中の職員
- 四 臨時待命中の職員
- 五 懲戒処分を受けてから一年を経ない職員
- 六 前条の規定による昇給直後の号給又は給料月額を受ける期間中の職員

(昇給期間を短縮する職員の数)

第二十四条 昇給期間を短縮する職員の数(以下「期間短縮人員数」といふ。)は、一年について、鳥取県職員定数条例(昭和二十四年鳥取県条例第五十三号)並びに鳥取県警察職員定数条例(昭和二十九年鳥取県条例第三十六号)に定める定数(以下「条例定数」といふ。)のそれぞれ百分の五をこえてはならない。但し、鳥取県職員定数条例第二条第一号及び第六号に掲げる職員については、兩者を合わせたものの百分の五の範囲内において実施するものとする。

- 2 条例定数の定めのない部局については、予算算出の基礎となつた定数(以下「予算定数」といふ。)に対して前項の規定を適用する。
- 3 前二項に規定する条例定数又は予算定数については、年の中途において、増減のあつた場合においても、当該年度の当初において確定した条例定数又は予算定数によるものとする。
- 4 前各項の規定によつて算出した期間短縮人員数により難い場合に

においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て、これを変更することができ。

(昇給期間短縮の特例)

第二十五条 職員が次の各号に掲げる場合の一に該当するときは、前条の規定にかかわらず、給与条例第四項第三項及び第二十条に規定する期間を短縮して直近上位の号給又は給料月額に昇給させることができる。

- 一 自治大学校における第二部研修課程、官庁会計事務職員研修会及び人事委員会の承認を得た研修を修了し、その成績良好な場合
 - 二 勤務成績良好な職員がその者の非連によることなく退職する場合で、第二十三条第一号から第五号までの規定に該当しない場合
- 2 前項の規定により短縮する期間は第二十二項の規定を準用する。

(特別昇給)

第二十六条 職員が次の各号に掲げる場合の一に該当するときは、当該各号の定めるところにより、通し号給表を用いて昇給させることができる。

- 一 自治大学校第一部研修課程、統計職員養成所及び人事委員会の承認を得た研修を修了し、その成績良好な場合 一号給
- 二 管区警察学校、関東管区警察学校普通部本科朝鮮語専科委託教養、警察大学校及び人事委員会の承認を得た研修を修了し、人事委員会の承認を得た場合 一号給
- 三 業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務上特に功績があり表彰を受けた場合であつて人事委員会の承認を得た場合 一号給
- 四 勤務成績良好な職員が十年以上勤続して死亡し、又は退職する

- 五 勤務成績良好な職員が二十年以上勤続して死亡し、又は退職する場合 二号給
- 六 勤務成績良好な職員が三十年以上勤続して死亡し、又は退職する場合 三号給
- 七 職制若しくは条例定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた結果又はその者の非違によることなく勸しよを受け退職する場合 二号給以内
- 八 公務のため死亡し、又は不具癩疾となつた場合 三号給以内
- 九 生命をとりして職務を遂行し、そのため死亡し又は不具癩疾となつた場合 五号給以内
- 十 職員を昇任させる場合(第十一号及び第十二号に該当する場合を除く。) 一等級の昇任ごとに 一号給
- 十一 教諭、教護及び児童指導員を校長若しくは園長に昇任させる場合 一号給
- 十二 警察官を昇任させる場合(一階級の昇任ごとに 一号給)
- 十三 前項第十号から第十二号までの規定は、昇任に伴う昇格後の号給に對應する通し号給表の号給が、同表において、その者の昇格前の号給より二号給(二以上上位の等級に昇任させる場合は、一等級増すごとに一号給を加えた号給)以上上位の号給となる場合並びに降任の際給料月額に異動のなかつた者を降任直前の等級以下の等級に昇任させる場合においては、適用しないものとする。
- 十四 職員が第一項第四号から第六号までの規定に該当して退職する場合においては、第二十五条第一項第二号の規定を併せ適用してはならない。

- 第二十七条 職員を昇給させる時期は、一月一日、四月一日、七月一日又は十月一日とする。
- 第二十八条 職員の昇給が、この章に定める規定に基いて実施される場合においては、この章に特別の定めがある場合のほか、給与条例第四項及び第五項に規定する人事委員会の承認を得たものとみなす。
- 第二十九条 職員が級別資格基準表の適用を異にして異動した場合においては、新たに適用を受ける級別資格基準表又は学歴免許等の資格区分によつてその職員の資格に應じて、引き続き従前の職務の級(承認の特例)
- 第三十条 職員の昇給が、この章に定める規定に基いて実施される場合においては、この章に特別の定めがある場合のほか、給与条例第四項及び第五項に規定する人事委員会の承認を得たものとみなす。

第五章 補則

(資格基準の異動)

第二十九条 職員が級別資格基準表の適用を異にして異動した場合においては、新たに適用を受ける級別資格基準表又は学歴免許等の資格区分によつてその職員の資格に應じて、引き続き従前の職務の級(承認の特例)

- 一 在職させるか上位又は下位の職務の級に昇格又は降格させるかを決定しなければならない。
- 二 前項の場合において、引き続き従前の職務の級に在職することとなつたときは、引き続き従前の号給又は給料月額を受けるものとし、昇格又は降格となつたときの号給若しくは給料月額の決定については、第十一号又は第十六条の規定を適用する。
- 三 前二項の規定により定められた号給又は給料月額がいちじろしく部内の他の職員との均衡を失うときは異動後の級別資格基準表の適用を受ける職に従前から在職していたものとみなし、部内の他の職員との均衡及びその職員の従前の勤務成績を考慮してその号給又は給料月額を決定することができる。但し、当該職員について第十六条第二項の規定を適用した場合はこの限りでない。

(特別給料表の職務の級)
 第三十条 一般給料表の職務の級と同格とみなされる特別給料表の職務の級はそれぞれ次のとおりとする。

一般給料表の職務の級	特別給料表の職務の級と同格とみなされる			
	高等学校等教育職員給料表	幼稚園教育職員給料表	警察官給料表	その他
一級	一級	一級	一級	一級
二級	二級	二級	二級	二級
三級	三級	三級	三級	三級
四級	四級	四級	四級	四級
五級	五級	五級	五級	五級

- 特別給料表の適用を受ける職員についてこの規則の規定を適用する場合においては、特に定めのある場合のほか、特別給料表の職務の級は、それと同格とみなされる一般給料表のそれぞれの職務の級に読みかえるものとする。

(給料表の異動)
 第三十一条 一の給料表の適用を受けていた職員が引き続き他の給料表の適用を受ける職員となつた場合における職務の級及び号給は、まず従前適用を受けていた給料表の職務の級と同格とみなされる新たに適用を受けることとなつた給料表の職務の級と、次の各号に定めるところによつて算出される号給又は給料月額とを求め、次にその職務の級及び号給又は給料月額から第二十九条の規定に基いて新たな職務の級及び号給又は給料月額を決定しなければならない。

- 一 職員が従前の職務の級において受けていた号給と同じ名称の号給が新たな職務の級にある場合は、その号給
- 二 職員が従前の職務の級において受けていた号給と同じ名称の号給が新たな職務の級にない場合は、その者が従前受けていた給料月額に對する通し号給表の号給に前号の場合において同格とみなされる職務の級において同じ名称の号給のそれぞれの給料月額

九級	六級	六級	六級
十級	七級	七級	七級
十一級	八級	八級	八級
十二級	九級	九級	九級
十三級	十級	十級	十級
十四級	十一級		
十五級			

間に生ずる号給数の差を調整した号給に対応する給料月額
 三 職員が従前の職務の級における給料の月の最高額をこえる給料月額を受けていた場合は、その給料月額について前号の規定に準じて算定した給料月額又は新たな職務の級においてその給料月額に対応する号給
 2 前項の規定に基づいて決定された職務の級及び号給が第六条又は第七条の規定による職務の級及び号給に達しない場合においてはこれらの規定による職務の級及び号給とすることができる。
 3 船員が船員以外の一般給料表の適用を受ける職員となつた場合における職務の級及び号給の決定については、第一項の規定を準用する。

(調整号給の取扱)

第三十二条 調整号給を受けない職員(以下「普通職員」という。)が給料表の適用を異にすることなく調整号給を受ける職員(以下「特殊職員」という。)となり、又は特殊職員が普通職員となつた場合におけるその職員の号給又は給料月額は、その者が従前受けていた給料月額(級別資格基準表に異動のあつた場合においては新たに適用を受ける級別資格基準表によつて定められた号給又は給料月額)に相当する通し号給表の号給に調整する号給数を加え又は減じた号給に相当するその職員の新たに属することとなつた職務の級における号給又は給料月額とする。
 2 普通職員が給料表の適用を異にして特殊職員となつた場合においては、その者が当該特殊職員に適用される給料表の適用を受ける普通職員となり、その普通職員から給料表の適用を異にすることなく当該特殊職員となつたものとして、前項及び前条の規定を適用して、その号給又は給料月額を決定するものとする。

3 特殊職員が給料表の適用を異にして普通職員となつた場合においては、その者が給料表の適用を異にすることなく普通職員となり、その普通職員から給料表の適用を異にして当該普通職員となつたものとして前条及び第一項の規定を適用して、その号給又は給料月額を決定するものとする。
 4 特殊職員が給料表の適用を異にして他の特殊職員となつた場合においては、その者が給料表の適用を異にすることなく普通職員となり、その普通職員から給料表の適用を異にして当該特殊職員となつたものとして前条並びに第一項及び第二項の規定を適用してその号給又は給料月額を決定するものとする。

(期間の通算)

第三十三条 職員を昇格又は降格させた場合、昇格又は降格直前の号給又は給料月額が昇格又は降格直後の号給又は給料月額と同じである場合における昇給の規定の適用については、異動直前の号給又は給料月額を受けていた期間(第三項の規定により通算されることとなつた期間を含む。以下同じ。)を異動直後の号給又は給料月額を受けた期間に通算することができる。
 2 給与条の改正によつて給与を切替えたため給料月額に異動を生じた場合における昇給の規定の適用については、異動直前の給料月額を受けていた期間を異動直後の給料月額を受けていた期間に通算するものとする。
 3 第二十六条第一項第一号から第三号まで及び第八号から第十二号までに掲げる場合に該当して昇給し、給料月額に異動を生じた職員の昇給の規定の適用については、その異動直前の号給又は給料月額を受けていた期間を、異動直後の号給又は給料月額を受けた期間に通算することができる。ただし、第十号から第十二号までの規定に

該当した職員で、昇任の際、昇格により給料月額に異動のあつた場合を除く。
 4 公共企業体に勤務する者、国家公務員及び他の地方公共団体の職員を引き続き採用する場合又は給与条の適用を受けない職員が引き続き給与条の適用を受ける職員となつた場合においては、異動直前の俸給又は給料月額を受けていた期間を異動直後の号給又は給料月額(異動の際において給料表又は級別資格基準表の異動に基づいて号給又は給料月額を決定される場合を含む。)を受けた期間に通算することができる。但し、給料月額に増減のあつた場合はこの限りでない。

5 級別資格基準表の異動により職務の級を決定された職員(昇格となる場合を除く。)及び公共企業体に勤務する者、国家公務員及び他の地方公共団体の職員を引き続き採用する場合又は給与条の適用を受けない職員が引き続き給与条の適用を受ける職員となつた場合における必要在級年数については、その職員の従前の勤務成績及び他の職員との均衡を考慮し、従前在職していた職務の級に在級した期間を新たに属することとなつた職務の級に在級した期間に通算することができる。
 (職務の級十五級の職に関する特例)
 第三十四条 職員が職務の級十五級に昇格する場合及び十五級における昇給及び特別昇給については個々について人事委員会の承認を得なければならぬ。
 (給与の補正)
 第三十五条 この規則に定めのない昇格又は昇任昇給については、その計画についてあらかじめ人事委員会の承認を得なければならず、且つ、実施に当つては個々について人事委員会の承認を

得なければならぬ。
 2 前項の規定により昇格又は昇給した職員の必要在級年数又は昇給期間等の通算に関しては、個々について人事委員会が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十年四月一日から適用する。

2 この規則施行の際において職員の現に属する職務の級が職務の級別区分表(別表第十三)に定める範囲内でない者については、この規則施行の日と同表に定める最低又は最高の級に、昇格又は降格するものとしてその職務の級を決定しなければならない。
 3 昭和三十年十月一日までにおける昇格の規定の適用については、なお従前の例によることである。

別表第一 学歴免許等資格区分表
 一 一般職員の学歴免許等資格区分表

- 1 大学卒
 - (1) 旧大卒
 - (2) 旧大三卒

- ア、大学令による大学の医学部医学科の卒業生
- イ、大学令による大学の卒業生
- ウ、高等試験令による高等試験の合格者
- エ、朝鮮教育令、台湾教育令、大正九年勅令第三二八号又は関東州及び在満帝国臣民教育令(以下「外地教育令」といふ。)による大学の卒業生
- オ、教育免許令による高等学校高等科及び高等女学校専攻科又は高等科教員免許状所有者

オ、昭和五年勅令第三十六号による東京高等師範学校専攻科及び広島高等師範学校徳育専攻科の卒業者
 カ、司法試験法による第二次試験の合格者
 キ、公認会計士法による第二次試験の合格者
 2 新大卒
 (1) 新大六卒 (医大卒)
 ア、学校教育法による大学の医学部医学科及び歯学部歯学科の卒業者
 (2) 新大四卒
 ア、学校教育法による大学の卒業者
 イ、外国における大学 (通算修業年限十六年以上) の卒業者
 ウ、文部大臣の認めた通信教育の課程を修了し、学士の称号を得た者
 エ、保健婦、助産婦看護婦法による助産婦又は保健婦養成所の卒業者
 オ、海上保安大学校卒業者
 カ、水産講習所 (新高卒を入学資格とする四年制のものに限る。) の卒業者

3 准大卒
 (1) 准大卒
 ア、専門学校令による修業年限六年以上の専門学校の課程の卒業者
 イ、旧専五卒のうち大学卒に準じた取扱を必要とされる者
 ウ、大学令による大学選科三年以上の課程を修了し、学士となるために必要な単位に相当する単位を修得した者

(二) 高専卒
 1 旧専卒
 (1) 旧専五卒
 ア、専門学校令による医学専門学校の卒業者 (昭和二十年以後の卒業者に限る。)
 イ、高等商船学校本科の卒業者 (昭和二十年八月以前の卒業者に限る。)
 ウ、水産講習所及び函館水産専門学校遠洋漁業科並びに専攻科の卒業者
 エ、東京美術学校及び東京音楽学校本科四年制の卒業者
 オ、海技専門学院の卒業者
 (2) 旧専四卒
 ア、師範教育令による高等師範学校及び女子高等師範学校の卒業者
 イ、専門学校令による医科及び歯科専門学校の卒業者
 ウ、水産講習所本科の卒業者
 エ、高等商船学校本科の卒業者 (昭和二十年以後の卒業者に限る。)
 オ、東京農業教育専門学校及び東京体育専門学校の卒業者
 カ、東京美術学校師範科及び東京音楽学校甲種師範科の卒業者

キ、看護婦専門学校の卒業者
 ク、専門学校令による専門学校四年制の卒業者 (外地教育令によるものを含む。)
 ケ、外国における大学、専門学校等 (通算修業年限十五年以上) の卒業者

(3) 旧専三卒

ア、専門学校令による専門学校の卒業者
 イ、高等学校令による高等学校高等科の卒業者
 ウ、大学令による大学予科の修了者
 エ、教員養成諸学校、官制による教員養成諸学校及び教員養成所の卒業者 (旧中卒を入学資格とする修業年限三年以上のものに限る。)
 オ、臨時教員養成所官制による臨時教員養成所の卒業者 (旧中卒を入学資格とする修業年限三年以上のものに限る。)
 カ、外地教育令による専門学校、高等学校高等科、師範学校又は中等学校教員養成所 (いずれも修業年限三年以上のものに限る。) の卒業者
 キ、高等通信講習所本科及び無線電信講習所において三年以上の課程の修了者
 ク、旧中卒を入学資格とする三年以上の指定看護婦養成所の卒業者
 ケ、東京盲学校師範部甲種、東京ろう、学校師範部普通科甲種及び師範部技芸科の卒業者
 コ、高等女学校規程による高等女学校高等科及び専攻科三年制の卒業者
 サ、師範学校規定による師範学校専攻科及び研究科の修了者 (昭和十八年三月以前の卒業者に限る。)
 シ、旧中卒を入学資格とする修業年限三年以上の各種学校の卒業者
 ス、商船学校又は商船高等学校 (席上課程及び実習課程を含む。) の卒業者

セ、高等商船学校専科の卒業者

ソ、高等試験令による予備試験の合格者及び同令第八条により高等学校高等科を卒業し、又は大学予科を修了した者と同年以上の学力があると認められた者
 タ、専門学校卒業程度検定規程による検定の合格者
 チ、高等学校高等科学力検定試験の合格者
 ツ、教員免許令による中学校、高等女学校及び実業学校教員免許状の所有者
 テ、陸軍士官学校、陸軍航空士官学校、陸軍経理学校本科、海軍兵学校、海軍機関学校、海軍経理学校及び海軍技手養成所の卒業者
 ト、司法試験法、公認会計士法による第一次試験の合格者
 ナ、函館水産専門学校本科の卒業者
 ニ、中央気象台気象技術官養成所の卒業者
 ス、鉄道教育所専門部 (これと同等とみなされる部及び科を含む。) の卒業者
 ネ、外国における大学、専門学校等 (通算修業年限十四年以上) の卒業者
 ノ、陸軍造兵廠、陸軍航空廠、陸軍航空工廠又は陸軍燃料廠 (以下「陸軍各廠」という。) の技能者養成所、技術員科 (旧中卒を入学資格とする三年制以上のものに限る。) の卒業者
 2 短大卒
 (1) 短大卒
 ア、学校教育法による短期大学の卒業者
 イ、新制高等学校卒を入学資格とする修業年限二年以上の各

種学校の卒業生

ウ、栄養士法による指定栄養士学校(養成所)の卒業生(新高卒を入学資格とする修業年限二年以上又は旧中卒を入学資格とする修業年限三年以上のものに限る。)

エ、学校教育法による高等学校専攻科(短期大学と同程度とみなされる修業年限二年以上のものに限る。)の卒業生

オ、図書館職員養成所(新高卒を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。)の卒業生

カ、都道府県立農業講習所(新高卒を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。)の卒業生

キ、高等農事講習所本科の卒業生

ク、建設省地理調査所技術員養成所普通科の卒業生

3 准専卒

(1) 准専二卒

ア、旧師範教育令による師範学校の卒業生(昭和十八年三月以前の卒業生に限る。)

イ、高等女学校規程による高等女学校高等科及び専攻科二年制の卒業生

ウ、電信協会管理無線電信講習所本科(昭和七年四月以後)の卒業生

エ、官立無線電信講習所第三部高等科、第一部普通科及び本

科(昭和二十三年三月以前ののものに限る。)の卒業生

オ、通信(通信院)官吏練習所本科(大正十三年以前の行政、電信科を除く。)及び技術科の卒業生

カ、陸軍士官学校(航空士官学校を含む。)(六十期生、陸軍經理学校八期生、海軍兵学校七十六期生及び海軍經理学校三十七期生)

キ、高等女学校卒を入学資格とする指定看護婦又は保健婦養成所二年制の卒業生

ク、齒科衛生士法による齒科衛生士学校の卒業生

シ、海上保安学校の卒業生(新高卒を入学資格とするもの)

ス、外国における専門学校等(通算修業年限十三年以上)の卒業生

セ、陸軍各廠技能者養成所技術員科(旧中卒を入学資格とする二年制以上のものに限る。)の卒業生

ソ、海軍工作庁工員養成所(教習所を含む。)(補習科(旧中卒を入学資格とする二年制以上のものに限る。))の卒業生

1 旧中卒

(1) 旧中五卒

ア、中等学校令による中等学校五年制(高小卒を入学資格とするときは三年制)の卒業生

イ、高等学校令による高等学校専攻科の修了者

ウ、高等学校規程第三十条による高等学校高等科入学資格試験の合格者

エ、青年学校令による青年学校本科三年制の卒業生

オ、外地教育令による中等学校の卒業生又は在外指定学校規則により指定された中等学校の卒業生(四年制に限る。)

カ、通信講習所高等科の卒業生

キ、高小卒を入学資格とする指定看護婦、助産婦又は保健婦養成所二年制の卒業生

ク、陸軍各廠見習工員科、養成工員科(いずれも高小卒を入学資格とする二年制以上のものに限る。)

ケ、青年学校令による青年学校本科三年制の卒業生

コ、普通通信講習所高等部の卒業生

サ、高小卒を入学資格とする指定看護婦、保健婦又は助産婦養成所三年制の卒業生

シ、保健婦助産婦看護婦法による指定看護婦養成所又は昭和二十六年法律第二百五十八号による改正前の同法による乙種看護婦養成所の卒業生

ス、国民学校令による国民学校准教員免許状の所有者

セ、陸軍幼年学校若しくは陸軍兵器学校の卒業生又は海軍經理学校予科の修了者

ソ、海軍甲種飛行予科練習生の修了者(中等学校第三学年修了以上の入隊者に限る。)

タ、鉄道教習所中等部又は普通部(これらと同等とみなされ

イ、専門学校入学者検定期規程第十一条により、旧制の中等学校卒業生と同等以上の学力を有する者と指定された者又は同規程による試験の合格者

ウ、実業学校卒業程度検定期規程による試験検定の合格者

エ、高等試験令第七条による試験の合格者及び普通試験令による普通試験の合格者

オ、青年学校令による青年学校本科五年制又は四年制の課程の卒業生

カ、外地教育令による中等学校の卒業生又は在外指定学校規則により指定された中学校の卒業生(五年制のものに限る。)

キ、高等師範学校附属中学校及び女子高等師範学校附属高等女学校の卒業生

ク、電信協会管理無線電信講習所選科の卒業生

ケ、無線電信講習所選科及び特設普通科の卒業生

コ、普通通信講習所高等部の卒業生

サ、高小卒を入学資格とする指定看護婦、保健婦又は助産婦養成所三年制の卒業生

シ、保健婦助産婦看護婦法による指定看護婦養成所又は昭和二十六年法律第二百五十八号による改正前の同法による乙種看護婦養成所の卒業生

ス、国民学校令による国民学校准教員免許状の所有者

セ、陸軍幼年学校若しくは陸軍兵器学校の卒業生又は海軍經理学校予科の修了者

ソ、海軍甲種飛行予科練習生の修了者(中等学校第三学年修了以上の入隊者に限る。)

タ、鉄道教習所中等部又は普通部(これらと同等とみなされ

る部及び科を含む。)の卒業生

チ、陸軍各廠の技能者養成所見習工員科、養成工員科(いずれも高小卒を入学資格とする三年制以上のものに限る。)

リ、青年工員科の本科(高小卒程度を入学資格とする五年制又は四年制のものに限る。)(の卒業生)

ル、海軍工作庁工員養成所(教習所を含む。)(見習科(高小卒程度を入学資格とする三年制以上のものに限る。))及び青年科の本科(高小卒程度を入学資格とする五年制又は四年制のものに限る。)(の卒業生)

レ、海軍軍需部青年勤務員養成所本科(高小卒程度を入学資格とする四年制以上のものに限る。)(の卒業生)

旧中四卒

ア、中等学校令による中等学校四年制(高小卒を入学資格とするときは二年制)の卒業生

イ、高等学校令による高等学校専攻科の修了者

ウ、高等学校規程第三十条による高等学校高等科入学資格試験の合格者

エ、青年学校令による青年学校本科三年制の卒業生

オ、外地教育令による中等学校の卒業生又は在外指定学校規則により指定された中等学校の卒業生(四年制に限る。)

カ、通信講習所高等科の卒業生

キ、高小卒を入学資格とする指定看護婦、助産婦又は保健婦養成所二年制の卒業生

ク、陸軍各廠見習工員科、養成工員科(いずれも高小卒を入学資格とする二年制以上のものに限る。)

ケ、青年学校令による青年学校本科三年制の卒業生

- ケ、陸軍航空整備学校、陸軍少年通信兵学校、陸軍航空通信学校、陸軍飛行学校、陸軍戸山学校、陸軍少年戦車兵学校、陸軍野戦砲兵学校、陸軍重砲兵学校又は陸軍高射学校（高小卒を入学資格とする二年制又は陸軍少年飛行兵学校卒を入学資格とする一年制以上のもの（いずれもこれと同等とみなされる課程を含む。）に限る。）の卒業者

2 新高卒

- (1) 新高卒
 - ア、学校教育法による高等学校の卒業者
 - イ、外国における高等学校（通算修業年限十二年以上）の修了者
 - ウ、電信協会管理無線電信講習所本科の卒業者（昭和七年三月以前の卒業者に限る。）
 - エ、無線電信講習所第三部別科の卒業者
 - オ、通信官吏練習所本科の卒業者
 - カ、通信官吏練習所本科（大正十三年以前の行政、電信科に限る。）及び臨時技術別科の卒業者
 - キ、高等女学校規程による高等女学校専攻科一年制の卒業者
 - ク、国民学校令による国民学校初等科及び専科教員免許状の所有者
 - ケ、幼稚園令による幼稚園教員免許状の所有者
 - コ、海上保安学校の卒業者（旧中卒を入学資格とするもの）
 - サ、大学入学資格検定規程による試験の合格者
 - シ、東京医科、歯科大学附属歯科工科大学の卒業者
 - ス、都道附県教育委員会の認定した高等学校通信教育の修了

(4) 新中卒者

- 1 乙中卒
 - ア、中等学校若しくは中等学校に準ずる各種学校において、国民学校初等科（小学校尋常科）修了程度を入学資格とする修業年限三年以上の課程の修了者、若しくは国民学校（小学校）高等科修了程度を入学資格とする修業年限一年以上の課程の修了者又は卒業者
 - イ、国民学校特修科の課程の修了者
 - ウ、通信講習所普通科の卒業者
- (2) 新高一卒
 - ア、普通通信講習所普通部の卒業者
 - イ、電信協会管理無線電信講習所別科の卒業者
 - ウ、海員学校又は海員養成所の卒業者
- 2 新中卒
 - (1) 新中卒
 - ア、学校教育法による中学校の卒業者
 - イ、外国における中学校（通算修業年限九年以上）の卒業者
 - 3 高小卒
 - (1) 高小卒
 - ア、国民学校初等科（小学校尋常科）修了程度を入学資格とする中等学校第二学年修了者及び各種学校第二学年の修了者又は卒業者
 - イ、盲学校又はろう学校中等部第二学年の修了者
 - ウ、青年学校令による青年学校普通科の修了者

- エ、(2)小学卒であつて「ア」から「オ」までに掲げる学校の高等科の修了者
- (2) 小学卒
 - ア、国民学校令（旧小学校令）による国民学校初等科（小学校尋常科）の修了者
 - イ、高等師範学校、女子高等師範学校又は師範学校の附属国民学校初等科（小学校尋常科）の修了者
 - ウ、盲学校及びろう学校初等部の修了者
 - エ、国民学校令により国民学校と同等の課程を修めるものと認定された学校の初等科の修了者
 - オ、外地教育令により国民学校初等科の修了者又は在外指定学校規則により指定された国民学校初等科の修了者

註 本表中にない学歴免許等の資格については、その資格及び修業年限を考慮して、いずれかに該当させることができる。

二、教育職員等の学歴免許等資格区分表

(一) 校長（園長）教諭、講師及び助教諭等

(1) 旧制大学卒

- ア、旧制大学の卒業者
- イ、高等学校高等科教員免許状又は高等女学校高等科及び専攻科教員免許状の所有者
- ウ、教育職員免許法施行法（以下「施行法」という。）第二条第一項番号二〇の五の上欄の該当者
- (2) 新制大学卒
 - ア、新制大学卒業者
 - イ、中学校、高等女学校教員免許状、高等女学校教員免許状又

(3) 短期大学卒

- ア、短期大学の卒業者及び新制大学二年生の修了者
- イ、旧制高等学校高等科又は大学予科の卒業者
- ウ、旧制専門学校卒業者
- エ、高等師範学校又は師範学校の卒業者
- オ、前記以外の教員養成諸学校又は教員養成所の卒業者（旧中等学校卒を入学資格とする二年制以上に限る。）
- カ、高等女学校高等科又は専攻科（二年制以上に限る。）の卒業者
- キ、中学校、高等女学校教員免許状、高等女学校教員免許状又は実業学校教員免許状の所有者
- ク、国民学校本科正教員免許状の所有者
- ケ、幼稚園教員免許状の所有者
- コ、保育養成所の卒業者
- サ、施行法第二条第一項番号二三の上欄該当者
- シ、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験（高等試験令第八条による学力認定を含む。）の合格者
- ス、高等商船学校、商船学校、商船高等学校、無線電信講習所、高等通信講習所又は水産講習所の卒業者
- セ、旧中卒を入学資格とする修業年限三年以上の各種学校又は新制高校卒を入学資格とする修業年限二年以上の各種学校の卒業者

33 32 31 30 29 28 27 26 25 24 23 22 21 20

商船学校又は商船高等学校卒(実習課程も含む。)(おのおの卒業時の修学年数)
無線電信講習所、高等通信講習所卒(おのおの卒業時の修学年数)
国民学校准教員免許状
初等科准教員免許状
師範学校予科又は第一部三年修了者
専門学校入学資格検定試験合格者
実業学校卒業程度検定試験合格者
高等学校入学資格検定試験合格者(相当学歴認定者も含む。)
青年学校本科四年制又は五年制卒
青年学校本科三年制卒
乙種中等学校卒
新制中学校卒
高等小学校卒
小学校卒

一、本表に掲げる学歴又は資格は、特に定めのあるものほかいずれも学校教育法、勅令、文部省令によるもの及び文部大臣が同等と認めたとする。
二、本表中における各学歴別の修学年数は、小学校から各相当学校を修了し又は卒業するに必要な標準の年数を掲げたものであつて、私事の都合又は社会事情に応じて、実際の年数が本表の年数より長短がある場合においても、その相当学校を卒業し、又は修了した事実をもつて、表中の各相当学校の修学年数を経たものとみなす。
三、学校教育法及び同法に基づく法令の定めるところにより、旧制の各学校の修了又は卒業が、新制の各相当学校の相当学年と同等と認められる場合は、表中の相当学歴の修了又は卒業として取扱うことができる。
四、旧制甲種中等学校の専攻科又は高等科を卒業した者は、旧制甲種中等学校の修学年数に定められた専攻科又は高等科の修学年数を加えた年数をもつて修学年数とする。
五、保母養成所を卒業した者は、旧制甲種中等学校の修学年数に定められた保母養成所の修学年数を加えた年数をもつて修学年数とする。
六、本表の番号1、2、14、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、及び33は卒業時又は合格時をもつて、その修学年数を

別表第四 一般職員級別資格基準表

区分	職務の級									
	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	
旧大卒										
新大卒										
(六級職試験合格)										
高専卒										
(五級職試験合格)										
新高卒										
(四級職試験合格)										
甲中卒										
甲中卒										
(二級職試験合格)										
新中卒										
(二級職試験合格)										

七、本表の番号29、30、31、32及び33は原則として適用しないが、表の番号以外の学歴又は資格を有せず、その番号のいずれか一のみ該当する者がある場合は、第三条第二号の規定にかかわらずその番号の学歴を基準とすることができる。
八、本表中にない学歴又は資格等については、その資格及び修業年限を考慮して定めるものとする。
九、本表は他の級別資格基準表に特に定めのあるものを除くすべての事務職員及び技術職員に対して適用し、職務の級十級は技術職員のみ適用する。
十、試験合格者の欄は、試験を実施することとなつてゐる職に正規の提示又は選考により任用された者に対して適用し、基準年数は、試験区分の相当する学歴(以下「相当学歴」という。)より上位の学歴を有する者については、相当学歴取得後の経験年数とし、相当学歴より下位の学歴を有する者については、試験区分に相当する職に任用後の年数とする。但し、試験区分に相当する職に任用後の年数によるよりも、相当学歴より下位の学歴取得後の基準年数による方が有利な場合はその区分によることができる。

00842

二、海技免状による分

職 種	機 船		機 航		機 海		機 士		職務の級	六級	七級	八級	九級	十級
	長	長	長	長	士	士	士	士						
甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	長	〇	〇	〇	〇	〇
甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	長	〇	〇	〇	〇	〇
乙	乙	乙	乙	乙	乙	乙	乙	乙	長	〇	〇	〇	〇	〇
乙	乙	乙	乙	乙	乙	乙	乙	乙	長	〇	〇	〇	〇	〇
乙	乙	乙	乙	乙	乙	乙	乙	乙	長	〇	〇	〇	〇	〇
丙	丙	丙	丙	丙	丙	丙	丙	丙	長	〇	〇	〇	〇	〇
丙	丙	丙	丙	丙	丙	丙	丙	丙	長	〇	〇	〇	〇	〇

註 一、本表中「二」五等とあるは「二年以上五年未満」等の基準年数を示す。
二、本表は船員のうち、海技免状により任用される職員に適用する。
三、年数は海上実歴(勤務個所を問わない。)とする。

四、海技免状甲長乃至丙は次の海技免状の略称とする。
 (1) 甲長 甲種船長 甲種機関長
 (2) 甲一 甲種一等航海士 甲種一等機関士
 (3) 甲二 甲種二等航海士 甲種二等機関士
 (4) 乙長 乙種船長 乙種機関長
 (5) 乙一 乙種一等航海士 乙種一等機関士
 (6) 乙二 乙種二等航海士 乙種二等機関士
 (7) 丙 丙種航海士 丙種機関士

五、海技免状甲二欄の必要基準年数は商船大学卒業生及び高等商船学校本科卒業生に適用するものとし、商船学校の卒業又は修了者は、「学歴による分」の航海士、機関士、通信士の欄による。但し、学歴のない者であつて甲二免状所有者は高等商船専科卒業に準ずるものとする。

別表第六 医師級別資格基準表

区分	職務の級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級
医大卒	六級	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
医専卒	六級	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

註 一、本表中「二」四等とあるは「二年以上四年未満」等の基準年数を示す。
二、本表は病院、保健所、診療所、保健室等に勤務する医師(医務管理に従事する有資格者はこれに準ずる。)に適用する。
三、本表の必要基準年数は医師として勤務(医務管理の職を含む。)した年数とし、医専四卒のものに対しては、基準年数を一年ずつ延長して適用する。

別表第七 歯科医師級別資格基準表

区分	職務の級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級
歯科医大卒	六級	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
歯科医専卒	六級	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

別表第八 薬剤師等級別資格基準表

註 一、本表中「六一〇」等とあるは「六年以上十年未満」等の基準年数を示す。
 二、本表は病院、保健所、診療所、保健室等に勤務する歯科医師に適用する。
 三、本表の必要基準年数は歯科医師として勤務した年数とし、歯科医師四卒のものに対しては、基準年数を一年ずつ延長して適用する。

区分	職務の級	五級	六級	七級	八級	九級	十級
大、学 卒		〇〇三	〇〇三	三三三	三三三	六三三	六三三
専 門 卒		〇〇三	三三三	三三三	六三三	六三三	一〇一四

別表第九 看護婦等級別資格基準表

註 一、本表中「三一六」等とあるは「三年以上六年未満」等の基準年数を示す。
 二、本表は病院、保健所、診療所、保健室等に勤務する薬剤師(業務管理に從事する有資格者はこれに準ずる。)に適用する。
 三、本表の必要基準年数は薬剤師として勤務(業務管理の職を含む。)した年数とする。

区分	職務の級	四級	五級	六級	七級	八級	九級
A		〇〇一	〇〇一	一〇一	一〇一	四一三	七二二
B		〇〇四	〇〇四	四一四	四一四	七三三	一〇一四
C		〇〇三	三三三	三三七	七二二	七二二	一四一五
D		〇〇四	四一四	四一八	八二二	八二二	一四一七

註 一、本表中「四一七」等とあるは「四年以上七年未満」等の基準年数を示す。
 二、本表は病院、保健所、診療所、保健室等に勤務する看護婦(保健婦、助産婦及びこれらの資格を必要とする医務管理に從事するものはこれに準ずる。)並びに栄養士に適用する。
 三、本表に掲げるA、B、C、Dの区分は次による。

A 看護婦、保健婦及び助産婦のうち、保健婦助産婦看護婦法による看護婦養成所を卒業した者(看護婦専門学校の卒業生及び甲種看護婦養成所を卒業し、甲種看護婦国家試験に合格した者を含む。)並びに栄養士のうち新制大学を卒業した者
 B 看護婦、保健婦及び助産婦のうち、甲中卒を入学資格とする修業年限三年の指定看護婦養成所を卒業した者(日赤は昭和十二年以降)並びに栄養士のうち新高卒を入学資格とする修業年限二年以上の指定栄養士養成施設を卒業したもの、若しくは甲中卒を入学資格とする修業年限三年の指定栄養士養成施設を終了したもの又はこれらと同等の資格を有するもの
 C 看護婦、保健婦及び助産婦のうち、修業年限三年の指定看護婦養成所を卒業した者並びに栄養士のうち、甲中卒を入学資格とする修業年限二年の指定栄養士養成施設を終了したもの又はこれと同等の資格を有するもの
 D 看護婦、保健婦及び助産婦のうち、保健婦助産婦看護婦法による看護婦養成所を卒業した者(修業年限二年の指定看護婦養成所の卒業生、乙種看護婦養成所を卒業し、乙種看護婦国家試験に合格したもの及び検定合格者を含む。)並びに栄養士のうち、甲中卒を入学資格とする修業年限一年の指定栄養士養成施設を終了したもの又はこれと同等の資格を有するもの
 四、本表の必要基準年数は資格取得後において勤務した年数(保健婦、助産婦のうち、看護婦の経験のあるものについてはその期間を通算する。)とする。

別表第十 警察官級別資格基準表

区分	職務の級	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級
警 視									
警 部									
警 部 補				〇〇六	六二六	一〇一一	一三二〇	二〇一七	二四一六
巡 査 部 長		〇〇六	六二六	一〇一一	一三二〇	二〇一七	二四一六	二八一五	三二一四
巡 査		〇〇三	三三三	三三八	八二二	八二二	一四一七	一四一七	一八一五

注 一、本表中「六一三」等とあるは「六年以上十三年未満」等の基準年数を示す。
 二、本表は警察官に対して適用し、職務の級は警察官給料表の職務の級を示す。
 三、本表の必要基準年数は警察官として勤務した年数とする。

二、特別級別区分表

六三	一、各局部	(イ) 調理士及びマッサージ士のうち、吏員以外の者
六二	一、各局部	(イ) 職務の級について特に定めのない吏員以外の者(教育職員等級別資格基準表の適用を受ける者を除く。)

職級の区分	級別区分		部局	職級の区分欄の等級に含まれる職
	最高	最低		
医師一等級	十四	十三	一、知事の事務部局	(イ) 中央病院の院長
医師二等級	十四	十二	一、知事の事務部局	(イ) 中央病院の副院長
医師三等級	十三	十	一、知事の事務部局	(イ) 中央病院の各医長及び各保健所長
医師四等級	十二	六	二、教育委員会の事務部局	(イ) 職務の級について特に定めのない医師及び歯科医師
教育一等級	十二	八	一、教育委員会の事務部局	(イ) 体育保健課指導係の医師 (イ) 学事課人事係長 (ロ) 指導課指導係長 (ハ) 社会教育課指導係長 (ニ) 体育保健課体育係長
教育二等級	十二	七	一、教育委員会の事務部局	(イ) 学事課及び各支所の人事係主事 (ロ) 指導主事及び社会教育主事 (ハ) 体育保健課の体育係主事 (ニ) 教育研究所の研究員

註 警察官及び教育職員等の級別区分は、当該職に対して適用する級別資格基準表に定めるところによるものとする。

別表第十四 試験合格者等初任給基準表

一、試験採用職員初任給基準表

試験区分	初任給	備考
六級職	六級一号給	旧大卒は六級三号給
五級職	五級一号給	旧専四卒及び短大三卒は五級三号給、 旧大卒は五級七号給
四級職	四級一号給	
二級職	二級一号給	
警察官一級	一級三号給	
警察官三級	三級一号給	

注 一、本表は正規の試験に基き採用された職員に適用する。

二、警察官一級欄及び警察官三級欄の職務の級及び号給は、警察官給料表の職務の級及び号給とする。

二、選考採用職員初任給基準表

学歴免許等の区分		第一区分		第二区分		初任給
新大卒	旧大卒	新大卒	旧大卒	新大卒	旧大卒	
新大卒	旧大卒	新大卒	旧大卒	新大卒	旧大卒	六級五号給
新大卒	旧大卒	新大卒	旧大卒	新大卒	旧大卒	六級三号給
新大卒	旧大卒	新大卒	旧大卒	新大卒	旧大卒	六級一号給
新大卒	旧大卒	新大卒	旧大卒	新大卒	旧大卒	六級一号給
新大卒	旧大卒	新大卒	旧大卒	新大卒	旧大卒	五級三号給

新高卒	四級五号給	高等商船専科卒	五級七号給
旧中卒	三級五号給	商船学校卒	五級七号給
新中卒	三級四号給	水産講習所、水産専門卒	五級七号給
海務学院本科卒	六級七号給	海員養成所、海員学校卒	三級五号給
海技専門本科卒	六級六号給		

注一、本表は船舶乗組職員に適用する。
 二、本表の上欄に掲げる学歴の者を下欄に掲げる職務の級以上の級に採用した場合においては、採用した職務の級に依り、次の表に掲げる号給をもつて初任給とする。

採用した職務の級	号給
四級	四号給
五級	六号給
六級	五号給
七級	四号給
八級	四号給

採用した職務の級	号給
九級	六号給
十級	四号給
十一級	三号給
十二級	三号給

別表第十七 教育職員等初任給基準表

一、教育職員初任給基準表

学歴免許等の区分	初任給
旧制大学卒	三級五号給
新制大学卒	三級三号給

旧制専門学校四年制卒	二級八号給
短期大学卒	二級五号給
新制大学一年修了	二級二号給
高等学校卒	一級二号給
養護教諭一級普通免許状所有者	三級三号給
養護教諭二級普通免許状所有者	二級五号給

注一、本表は、高等学校等教育職員給料表又は幼稚園教育職員給料表の適用を受ける教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手(以下「教諭等」という。)に適用する。
 二、本表の職務の級及び号給は、高等学校等及び幼稚園教育職員給料表の職務の級及び号給とする。
 三、盲学校又はろう学校に勤務する教諭等については、本表の号給に一号給を加えるものとする。
 二、教諭及び児童指導員初任給基準表

学歴免許等の区分	初任給
旧制大学卒	六級六号給
新制大学卒	六級四号給
旧制専門学校四年制卒	五級九号給
短期大学卒	五級六号給
新制大学一年修了	四級七号給
高等学校卒	四級四号給

注一、本表は教諭施設に勤務する教諭及び精神薄弱児施設に勤務する児童指導員に適用する。
 二、本表の職務の級及び号給は、一般給料表の職務の級及び号給とする。